

令和2年7月豪雨により被害を受けられた厚生年金保険の被保険者、事業主・船舶所有者の皆さまへ（Q & A）

I. 厚生年金保険の被保険者の皆さまへ

Q1 すぐに病院へ掛かりたいのですが保険証（健康保険被保険者証）がありません。どうしたらよいですか。

A1 保険証の紛失等により、医療機関等に提示できない場合は、医療機関等の窓口で「氏名」、「生年月日」、「事業所名」を申し出ていただければ、受診していただくことができます。（受診する医療機関にお問い合わせください。）

Q2 全国健康保険協会の保険証を紛失してしまったのですが、再交付はどうすればできますか。

A2 原則として、保険証の再交付申請書を、会社を通じて全国健康保険協会（[全国健康保険協会支部の連絡先一覧はこちらからご覧いただけます](#)）に申請していただくことになります。保険証が交付されるまでの間に病院に掛かりたい場合は、上記A1により受診していただくことができます。

なお、健康保険組合に加入中の方は勤務先にお問い合わせください。

Q3 年金手帳を紛失してしまったのですが、再交付はどうすればできますか。

A3 厚生年金に加入中の方は、事業所を通して年金手帳再交付申請書を年金事務所に提出いただくことになります。

なお、事業所に連絡がとれないような場合は、ご本人が直接年金手帳再交付申請書をご提出いただくこともできます。

Q4 資格喪失届の届出に際して、被災により保険証の添付ができない場合は、どのようにすればよいですか。

A4 保険証の添付ができない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」の添付が必要となります。「被保険者証を返納できない理由」欄に「被災」と記入してお届けいただきます。

Q5 事業主が被災により死亡や行方不明となっている場合は、届書等をどのように提出すればよいですか。

A5 事業主が死亡又は行方不明の場合の取扱いについて、

- 法人事業所の場合は届出した方の役職名、部署、氏名の記載により、届出が可能です。
- 個人事業所の場合は、相続人等においてその事業を継承又は廃止がされることとなるため、事業が継承され事業所が存続する場合には、新たな事業主より事業主変更の届出がなされた上で手続きをしていただくようお願いします。

Ⅱ. 事業主・船舶所有者の皆さまへ

令和2年7月豪雨による災害に伴い、令和2年7月31日に厚生労働省告示が発出されたことから、対象地域（※）に所在地を有する事業所、船舶所有者の厚生年金保険料等の納期限の延長が適用されていますが、延長後の納期限については、令和3年2月1日に定められました。

※ 対象地域

都道府県名	対 象 地 域
熊本県	人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町

Q6 延長後の納期限が定まったとの通知が来ましたが、どういうことでしょうか。

A6 令和2年7月豪雨による災害の発生に伴い厚生労働省告示が発出されたことから、対象地域（※）に所在する事業所・船舶所有者の厚生年金保険料等は納期限が延長されていましたが、令和2年12月1日に厚生労働省告示が発出され、令和2年7月4日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等（令和2年6月分から令和2年11月分までの厚生年金保険料等）の延長後の納期限が定められました。

延長後の納期限：令和3年2月1日（月）

Q7 災害に係る延長後の納期限はどのように定められたのでしょうか。

A7 延長後の納期限は、交通機関やライフライン等の復旧状況や関係する自治体の意向を踏まえて、厚生労働省告示により定められました。

Q8 延長後の納期限が定まるとどのような影響があるのでしょうか。

A8 納期限の延長がされている間は、口座振替は行わず「納入告知書（納付書）」を送りしていました。

令和2年6月分から令和2年11月分の厚生年金保険料等を納付されていない場合は、令和3年2月1日までに納付いただく必要があります。（納期限までに納付されれば延滞金はかかりません。）

Q9 納期限の延長がされるまでは、厚生年金保険料等を口座振替で納付していましたが、今後はどのようなになるのでしょうか。口座振替の届出が必要でしょうか。

A9 延長後の納期限が定まったことから、以下の期日から、厚生年金保険料等の口座振替を再開します。（口座振替の再開後は通常の納期限（翌月末）に口座振替を行います。）なお、口座振替の再開に当たって届出は必要ありません。

口座振替再開日：令和3年2月1日（月）より再開（令和2年12月分保険料）

Q10 事業所が、対象地域に所在していますが、口座振替が停止されていた令和2年7月分から令和2年11月分までの厚生年金保険料等のうち、未納となっている年月分について口座振替することができないのでしょうか。

A10 納期限が延長されていた厚生年金保険料等については、まとめて口座振替することができません。お手数をおかけしますが、お送りしています納入告知書により、納期限までの間に事業所の被災状況等に応じて納付いただくようお願いします。

Q11 延長後の納期限までに納付しない場合はどうなるのでしょうか。

A11 延長後の納期限までに納付いただけない場合は、納付いただいていない年月分について督促状をお送りします。

督促状の指定する期限までに納付がされないときは、延長後の納期限の翌日から納付日の前日までの期間で計算された延滞金がかかります。

Q12 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した場合について、納付猶予の特例制度が新たに設けられたと伺いましたが、どのような制度ですか。

A12 納付猶予の特例制度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置（イベント自粛要請や入国制限措置など）に起因して、収入に相当の減少があった場合、

- ・ 申請により、1年間、特例として厚生年金保険料等の納付を猶予することができるようになるとともに、
- ・ 納付を猶予する特例が適用されると、担保の提供が不要となり、猶予された期間に係る延滞金もかからなくなります。

また、特例制度の対象となるのは、

- ・ 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ・ 一時に納付を行うことが困難であること

のいずれも満たす適用事業所であり、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。

Q13 納期限の延長されている令和2年6月分から令和2年11月分までの厚生年金保険料等については、納付猶予の特例制度の対象になりますか。

A13 延長後の納期限は令和3年2月1日であり、新型コロナウイルス感染症に係る特例制度の対象である令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等に該当しますので、納付猶予の特例制度の対象になります。

Q14 申請は郵送でもできますか。

A14 管轄の年金事務所へ郵送により申請いただくことができますので、ご活用ください。なお、申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

Q15 申請はいつまでに行う必要がありますか。

A15 対象となる厚生年金保険料等の「指定期限」までに提出いただく必要があります。
「指定期限」は、厚生年金保険料等の納期限（各月の厚生年金保険料等の該当月の翌月末日（この日が休日の場合は翌営業日））からおおよそ 25 日後となります。
納期限までに厚生年金保険料等の納付がない場合に送付される督促状に、指定期限が記載されていますので、ご確認ください。

Q16 既に納付猶予の特例制度の申請をし、許可を受けていますが、再度の申請が必要ですか。

A16 既に納付猶予の特例制度の許可を受けており、かつ令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する厚生年金保険料等に係る納付猶予の特例制度の申請があったとみなすことに同意していただいている場合は、再度、申請していただく必要はありません。

Q17 新型コロナウイルス感染症の影響による納付猶予特例についての詳細を教えてください。

A17 新型コロナウイルス感染症の影響による納付猶予特例の手引きや申請書について、日本年金機構ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。または管轄の年金事務所にご相談ください。

Q18 財産に相当な損害を受けた場合、「災害による納付の猶予」を申請することで猶予を受けることができると聞きましたが、どのような効果がありますか。

A18 「災害による納付の猶予」が承認されることにより、以下の効果があります。

- ① 当猶予の承認となった厚生年金保険料等については、承認期間中に厚生年金保険料等が未納であっても、新たに督促状の送付はされません。
- ② 当猶予の承認となった厚生年金保険料等については、承認期間中の納付であれば、延長後の納期限後の納付でも延滞金はかかりません。
- ③ 当猶予の承認期間中は承認となった厚生年金保険料等が未納であっても、財産調査や差押え等の滞納処分は行われません。

※ 「災害による納付の猶予」の承認期間は最長一年となります。
また、当猶予には分割納付計画の提出や担保の提供は必要ありません。

Q19 「災害による納付の猶予」の申請はいつまでに行えばよいのでしょうか。

A19 「災害による納付の猶予」の申請は、災害のやんだ日から2月以内に管轄の年金事務所に申請をお願いします。

Q20 具体的にはどのような事例が「災害による納付の猶予」に該当するのでしょうか。

A20 「災害による納付の猶予」は納付義務者が災害により、所有する財産に相当な損失を受けた場合に受けることができます。

「相当な損失を受けた」とは原則、全積極財産の価額（※1）に占める損失の割合が20%を占めたときとなります。

また、全積極財産での判定のほか、納付義務者に有利となるよう、事業の継続に必要な有形資産（※2）の価額に占める損失の割合が20%を占めたときも、「相当な損失」として判定する場合があります。

（※1）全積極財産の価額とは、決算書の貸借対照表の資産総額にあたります。

（※2）この場合の有形資産とは、①土地・建物、車両運搬具、設備・機器等の有形固定資産、②原材料、仕掛品、製品等を言います。

Q21 「災害による納付の猶予」を受けるためには、事業を休止していなければならないのでしょうか。

A21 「災害による納付の猶予」については、事業を休止しているか否かを問わず、納付義務者がその財産について相当な損失を受けた場合に受けることができます。

Q22 令和2年7月豪雨による災害により売り上げが著しく減少しましたが、この場合でも「災害による納付の猶予」は受けられますか。

A22 「災害による納付の猶予」は主に有形資産の損失で当猶予に当たるかを判定するため、売上金の減少だけでは、承認されないことも考えられます。

ただし、災害の影響により売上金が著しく減少した場合などは、その他の法律上の猶予制度が認められる場合がありますので、管轄の年金事務所にご相談ください。